

編集発行人 税理士 細見 秀 樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 所得税

### ★ 家内労働者の必要経費の特例

Q. 私は、雇用契約ではなく顧問契約で継続的に報酬を受けています。雑所得として申告しますが交通費ぐらいしか必要経費がありませんが申告はどうすればよいでしょうか。

A. 毎月の収入が給与ではなく報酬として受け取っている場合、給与所得ではなく事業所得や雑所得となります。

事業所得や雑所得は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等の場合には、必要経費として65万円まで認められる特例があります。

実際にかかった経費の額が65万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が65万円まで認められます。

ただし、家内労働者などによる所得のほか、給与の収入がある人は次の様な注意が必要です。

- ① 他に給与の収入金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません
- ② 他の給与の収入金額が63万円未満のときは、65万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と事業所得や雑所得の実際にかかった経費とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

また、この特例の必要経費は、事業所得や公的年金等以外の雑所得の収入金額が限度です。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki02/09.pdf>

(所法2、83、84、措法27、措令18の2)

### ★ 財産債務調書

Q. 確定申告の際に一定額以上の所得があると書類を提出しなければならないと聞きました。どのような制度なのですか？

A. 財産債務調書の提出制度のことで総所得金額及び山林所得の金額の合計額が2千万円超で、かつ、年末において3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産を有している人が提出対象となります。

お尋ねの制度は、財産債務調書の提出制度のことで、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要がある人で、次の①及び②のいずれにも該当する人は、財産債務調書を提出しなければなりません。

- ① その年の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が2千万円を超えている
- ② その年の年末において、3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産を有している

財産債務調書には、氏名、住所のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の

金額等を記載することとされています。

財産の価額は、合理的な方法により算定した価額によりますが、財産評価基本通達に定める方法により評価した価額でもよいとされています。

財産債務調書は、その年の翌年3月15日までに所得税の納税地を所轄する税務署長に提出します。

又、上記の財産債務調書以外に国外財産調書があります。

その年12月31日において、5千万円を超える国外財産を有する非居住者以外の居住者は国外財産調書を提出しなければなりません。確定申告をする必要がある人、必要がない人どちらも提出が必要です。

#### 【財産債務調書と国外財産調書の関係】

国外財産調書の提出が必要な人で財産債務調書を提出しなければならない人は、財産債務調書も提出しなければなりません。

ただし、この場合、財産債務調書には国外財産に係る事項の記載は不要で、財産債務調書には国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額を記載することになります。

なお、国外の債務については、財産債務調書に記載しなければなりません。

## 資 産 税

### ★ 直系尊属からの贈与とそれ以外の贈与

- Q. 私は昨年、30歳のお祝いということで、父と叔父から贈与を受けました。昨年から贈与の取り扱いが変わったようですが、贈与税の計算方法はどのようになるのですか？
- A. 直系尊属からの贈与とそれ以外の贈与とは、一定の計算をすることになります。平成27年1月から、贈与税は、一般の贈与と直系尊属から20歳以上の者への贈与(特例贈与)の2つの制度となりました。

特例贈与は、高齢者が保有する資産を現役世代に早期に移転させて経済を活性化させるという観点から創設された制度ですから、税率が一般贈与に比べて低くなっています。

そのようなことから、一般の贈与と特例贈与とが同じ年にあった場合は、贈与税の計算を次のようにしなければならぬこととなっていますので、注意が必要です。

- ①一般贈与について贈与税額を計算する(A)
  - ②特例贈与について贈与税額を計算する(B)
  - ③一般贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する  
 $(A) \times \text{一般贈与財産の価額} \div \text{その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額} (a) = (C)$
  - ④特例贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する  
 $(B) \times \text{特例贈与財産の価額} \div (a) = (D)$
- ③で求めた金額と④で求めた金額の合計額が納めるべき贈与税額になります。  
納めるべき贈与税額 = (C) + (D)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/pdf/03.pdf>

## 法人法

### ★ 企業版ふるさと納税

Q. 企業版ふるさと納税が始まるようですが、どのような制度なのですか？

A. 企業版ふるさと納税の概要は、次のとおりです。

青色申告法人が、地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に支出した、地方創生推進寄附活用事業(仮称)に関連する寄附金が対象になります。

①平成29年3月31日までに開始する事業年度

寄附金の合計額の10%をその事業年度に係る事業税額から、5%をその事業年度に係る道府県民税法人税割額から、15%をその事業年度に係る市町村民税法人税割額からそれぞれ税額控除してくれます。ただし、控除税額はその期の事業税額の20%、道府県民税法人税割額の20%、市町村民税法人税割額の20%が上限になります。

②平成29年4月1日以後に開始する事業年度

寄附金の合計額の10%をその事業年度に係る事業税額から、2.9%をその事業年度に係る道府県民税法人税割額から、17.1%をその事業年度に係る市町村民税法人税割額からそれぞれ税額控除してくれます。ただし、控除税額はその期の事業税額の15%、道府県民税法人税割額の20%、市町村民税法人税割額の20%が上限になります。

なお、①②において、法人税では、法人住民税から控除しきれなかった金額と寄附金の10%のいずれか少ない金額(法人税額の5%が限度)を法人税額から控除してくれます。

## 消費税

### ★ 事業を相続で引き継いだ場合の消費税の納税義務

Q. 相続で被相続人の事業を引き継いだ場合の消費税の納税義務はどのように判定するのですか？

A. 免税事業者である相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合、納税義務は次のとおりとなります。

【相続があった年】

①相続があった年の基準期間における被相続人の課税売上高が1,000万円を超える場合は、相続があった日の翌日からその年の12月31日までの間の納税義務は免除されません。

②相続があった年の基準期間における被相続人の課税売上高が1,000万円以下である場合は、相続があった年の納税義務が免除されます。ただし、相続人が課税事業者を選択しているときは納税義務は免除されません。

【相続があった年の翌年又は翌々年】

①相続があった年の翌年又は翌々年の基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が1,000万円を超える場合は、相続があった年の翌年又は翌々年の納税義務は免除されません。

②相続があった年の翌年又は翌々年の基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が1,000万円以下である場合は、納税義務が免除されます。ただし、相続人が課税事業者を選択しているときは納税義務は免除されません。